

紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

(目的)

**第1** この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発2203301号。以下「国交付要綱」という。）に掲げる2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的とし、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の種類等)

**第2** 補助金の種類、補助の目的、補助事業者、補助対象事業及び補助金額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等の交付を受ける経費は、対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。
  - (1) 紫波町行政区設置規則（令和2年紫波町規則第18号）別表に掲げる行政区のうち水分地区及び志和地区第8行政区（以下「対象地区」という。）に住所を有しない者で、かつ、実績報告の期日までに対象地区に住所を有する見込みがない者
  - (2) 対象地区内に本社または事業所等を有しない事業者
  - (3) 町税その他の町の歳入を滞納している者
  - (4) 紫波町暴力団排除条例（平成24年紫波町条例第30号）第2条第1号から第4号に掲げる者
  - (5) その他町長が適当でないと認める者
- 3 設備を導入する土地若しくは建物（以下「物件」という。）が賃借している物件である場合は、物件の所有者から当該事業の内容について承諾を得ていなければならない。
- 4 一の施設の一部において、申請者が事業のために占有しているときは、申請者が事業のために占有している部分に係る経費のみを対象とする。ただし、対象経費を算出できない場合については、その全てを補助金の補助対象としない。

(補助金の交付決定)

**第3** 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査した上で、補助金の可否を決定し、通知するものとする。

(軽微な変更)

**第4** 規則第6条第1項第1号及び第2項に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費について、20パーセント以上増減する場合又は補助金の交付決定額に変更を伴う場合
- (2) 事業又は事業箇所を変更する場合
- (3) 事業を中止する場合

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査した上で、変更の可否を決定し、通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第1項に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を紫波町脱炭素先行地域づくり事業軽微な変更届（様式第6号）により、町長に届け出なければならない。

（前金払）

**第5** 交付決定者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金前金払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第6** 交付決定者は、申請した事業が完了したときは、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、当該補助事業が完了した日から1月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

**第7** 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の規定に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項に規定する決定の取消しがあったときは、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、通知するものとする。

（補助金の返還）

**第8** 町長は、第7の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金につ

いて、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(書類の整備保管)

**第9** 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

**第10** 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(補則)

**第11** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 別表1 (第2関係)

#### 1 太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る設置費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。
補助対象者	太陽光発電設備を設置する者(P P A及びリースにより導入するものを含む。)で、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるもの(投資型太陽光発電を除く。)
補助対象事業	土地若しくは建物に太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。  (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)別紙1の1脱炭素先行地域づくり事業(2)ア(ア)太陽光発電設備に定める交付要件を満たすこと。  (2) 発電した電力のうち、一定の割合(業務用:50%、家庭用30%)以上を自家消費するものであること。  (3) 紫波町内に設置されるものであること。  (4) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金額	太陽光発電設備設置にかかる費用の2/3以内(当該設備設置に直接関係のない建物の新築・改修等、土地の造成、建物の耐荷重に関する調査等にかかる費用を除く。)とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 2 蓄電池

補助金交付の目的	再生可能エネルギー発電設備に接続する蓄電池に係る設置費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー発電設備の普及と再生可能エネルギーの利用を促進する。
補助対象者	再生可能エネルギー発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する者（P P A及びリースにより導入するものを含む。ただし、停電時等のみに利用する非常用予備電源を除く。）
補助対象事業	土地若しくは建物に蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙1の1脱炭素先行地域づくり事業(2)イ(エ)蓄電池に定める交付要件を満たすこと。 (2) 蓄電池は、業務用にあつては4,800A h・セル以上、家庭用にあつては4,800A h・セル未満のものに限る。 (3) 紫波町内に設置されるものであること。 (4) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金額	蓄電池の設置にかかる費用の3/4以内(当該設備設置に直接関係のない建物の新築・改修等及び土地の造成等にかかる費用を除く。)とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 3 高効率空調設備、高効率給湯器

補助金交付の目的	高効率空調設備又は高効率給湯器（以下「高効率換気空調設備等」という。）の設置費用の一部を補助することにより、エネルギー消費を抑制するとともに、二酸化炭素の排出抑制を促進する。
補助対象者	高効率空調設備等を設置する者
補助対象事業	既存建物に高効率空調設備等を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙1の1脱炭素先行地域づくり事業(2)ウ(テ)高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等に定める交付要件を満たすこと。 (2) 紫波町内に設置されるものであること。

	(3) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金額	高効率空調設備等の設置にかかる費用の2/3以内(当該設備設置に直接関係のない建物の改修等にかかる費用を除く。)とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### 4 既存住宅断熱改修

補助金交付の目的	既存住宅の断熱性能の向上に資するガラス、窓、玄関ドアの交換及び断熱材の設置(以下「断熱改修」という。)にかかる費用の一部を補助することにより、既存住宅の断熱性能の向上を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制を促進する。
補助対象者	既存住宅の断熱改修を行う者
補助対象事業	既存建物の断熱改修を行う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 国実施要領という。)別紙1の1脱炭素先行地域づくり事業 (2)ウ(ス)既存住宅断熱改修に定める交付要件を満たすこと。 (2) 紫波町内の既存住宅において実施されるものであって、現に事業実施主体自身が居住し又は今後所有する予定であること。 (3) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金額	既存住宅の断熱改修にかかる費用の2/3以内(断熱改修と直接関係のない建物の改修等にかかる費用を除く。)とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、戸建住宅1戸あたり1,200,000円、集合住宅1戸ごと150,000円を上限とし、玄関ドアについては、戸建住宅1戸あたり50,000円、集合住宅1戸ごと50,000円を上限とする。

#### 5 EV清掃車

補助金交付の目的	EV清掃車の購入及び付帯する充放電設備の設置にかかる費用の一部を補助することにより、二酸化炭素の排出抑制を促進する。
補助対象者	EV清掃車の購入及び付帯する充放電設備の設置を行う廃棄物処理業の許可を受けた事業者
補助対象事業	EV清掃車の購入及び付帯する充放電設備の設置を行う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

	<p>(1) 国実施要領別紙1の1脱炭素先行地域づくり事業(2)ウ(タ)EV清掃車に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 紫波町内に配置されるものであること。</p> <p>(3) 他の補助制度等を利用していないこと。</p>
補助金額	<p>EV清掃車の購入及び付帯する充放電設備の設置にかかる費用の2/3以内(ただし、充放電設備のみの設置を除く。)とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

別表 2 (第10関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書 1 事業内容が分かる書類 2 見積書（複数の業種に渡る場合は全て） 3 導入する機器等のカタログ（設置する機器は全て） 4 機器の設置図面（写真への図示も可） 5 振込口座確認書 6 交付要件等施工業者確認書 7 省CO2効果確認書 8 その他町長が必要と認める書類	第1号     第2号 第3号 第4号	1部     1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による承認を受ける場合の書類	紫波町脱炭素先行地域づくり事業変更承認申請書 1 変更内容がわかる書類 2 変更見積書 3 その他町長が必要と認める書類	第5号	1部  1部 1部	変更（中止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項、第4項の規定による書類	紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金請求書 1 その他町長が必要と認める書類	第9号	1部	様式6号の受領後、20日以内

様式第1号（別表2関係）

（表）

年 月 日

紫波町長 様

紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書

次のとおり標記の補助金の交付を受けたいので、紫波町補助金交付規則及び紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱の規定により申請します。

申請者（申請事業所）

住 所	〒 紫波町		
氏 名		電話番号	
他の補助制度利用の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）		
建物の所有の区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借		
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池（原則、再エネ発電によって蓄電するものに限る。） <input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修 <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器 <input type="checkbox"/> EV清掃車		
事業に要する経費	円		
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
添付書類など	(1) 事業内容がわかる書類 (2) 見積書（複数の業種に渡る場合は全て） (3) 導入する機器等のカタログ（設置する機器は全て） (4) 機器の設置図面（写真への図示も可） (5) 振込口座確認書（様式第2号） (6) 交付要件等施工業者確認書（様式第3号） (7) 省CO2効果確認書（様式第4号） (8) その他町長が必要と認める書類		
個人情報の取扱いに関する承諾	私の紫波町町税等滞納状況を紫波町長が閲覧・確認することに同意します。 申請者氏名（ ） ※（ ）内に代表者氏名を自署してください。		

(裏)

【貸付者記入欄】※この欄は建物の所有の区分が借用の場合、必ず記入してください。

建物所有者の承諾 ※必ず貸付者が記入してください。	私が申請者に貸付けている建物で事業を実施することに承諾します。 年 月 日 貸付者 住所 氏名（署名又は記名押印）
------------------------------	--

【町記入欄】※この欄は記入しないでください。

補助対象額	円	受付年月日	年 月 日
補助金額	円	受付担当者	

(A 4)

振込口座確認書

申請者氏名 (申請事業所名)

\_\_\_\_\_

1 補助金の額を確定した後、補助金を交付する振込口座

金融機関名	銀行・労金 信金・信組 農協・( )				支店名 (店番)	本店 支店 出張所 ( )				
	金融機関 番号					店番号				
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号 (右詰め)							
フリガナ 口座名義 人	-----									

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・店番・預金種目・口座番号 (7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。

2 使用実績に関するデータ提供に関する協力

使用実績(使用量、発電量など)に関するデータ提供に関する同意	<p>私は、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付を受けて設置した設備について、設置後の使用量、発電量などの使用実績に関するデータを市に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">申請者・代表者氏名 _____ (署名又は記名押印)</p>
--------------------------------	---

（表）  
交付要件等施工業者確認書

申請者氏名（申請事業所名）

---

1 施工業者情報

施工業者	所在地	
	名称及び代表者氏名	
	連絡先	
	確認担当者名	
	担当者連絡先	

2 要件確認事項

申請内容に関連する項目のみ要件を満たしているかを確認（チェック）してください。  
なお、申請内容に関連する項目の全ての要件を満たしていない場合は、申請できません。

項 目	要 件	要件を満たしている場合は☑
全体（共通）	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙1の1（2）に定める交付要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>
	設置する機器は全て新品である。	<input type="checkbox"/>
太陽電池モジュール	一般社団法人太陽光発電協会（JPEA 代行申請センター）において、設備認定に係る型式登録がされている。	<input type="checkbox"/>
	太陽電池メーカーから設置工法の確認が取れている。	<input type="checkbox"/>
架台／太陽電池モジュール固定方法	岩手県建築基準法施行細則の積雪荷重に準拠した設計となっている。	<input type="checkbox"/>
パワーコンディショナ	一般財団法人電気安全環境研究所による系統連系保護装置等認証を取得しているものである。	<input type="checkbox"/>
蓄電池	再生可能エネルギーにより発電した電気を蓄電するシステムである。	<input type="checkbox"/>
	SII（環境共創イニシアティブ）登録済蓄電システムである。	<input type="checkbox"/>

(裏)

項目	要件	要件を満たしている場合は☑
高効率空調機器	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して省CO <sub>2</sub> 効果が得られている。	<input type="checkbox"/>
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して省CO <sub>2</sub> 効果が得られるものである。	<input type="checkbox"/>

(A 4)

申請者氏名 (申請事業所名)

---

1 補助金の種類

2 省CO2効果の検証

(1) 高効率換気空調設備

	新	旧
メーカー名		
製品名・型番等		
個数		
CO2排出量		

(2) 高効率給湯器

	新	旧
メーカー名		
製品名・型番等		
個数		
CO2排出量		

紫波町長 様

申請者 住 所  
（法人にあっては所在地）  
氏 名  
（法人にあっては名称及び代表者氏名）

紫波町脱炭素先行地域づくり事業変更承認申請書

年 月 日付け紫波町指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、紫波町補助金交付規則及び紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 補助金の交付決定額            金                            円
- 4 事業に要する経費  
    変更前            金                            円  
    変更後            金                            円
- 5 事業の完了予定年月日  
    変更前            年    月    日  
    変更後            年    月    日
- 6 添付書類  
    (1) 変更内容がわかる書類  
    (2) 変更見積書  
    (3) その他町長が必要と認める書類

紫波町長 様

申請者 住 所

（法人にあっては所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

紫波町脱炭素先行地域づくり事業軽微な変更届

年 月 日付け紫波町指令第 号で交付決定を受けた紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金について、下記のとおり軽微な変更を届け出ます。

記

1 軽微な変更

変更前	変更後

2 変更理由

3 本件に係る連絡先

紫波町長 様

申請者 住 所

（法人にあっては所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金前金払請求書

年 月 日付け紫波町指令第 号で交付決定を受けた紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金について、前金払を受けたいので、下記のとおり請求します。

補助金の種類	
交付決定額	円
補助金前金払請求額	円

紫波町長 様

申請者 住 所

（法人にあっては所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付け紫波町指令第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり報告します。

補助金の種類		
事業期間		年 月 日 から 年 月 日
事業完了日		年 月 日
事業内容の変更		<input type="checkbox"/> 有 （変更内容） <input type="checkbox"/> 無
事業費	補助金の交付決定額	円
	前金払金額	円
	事業に要した経費	円
受領済額		円
添付書類など		(1) 補助対象事業に係る契約書及び機器の納品書の写し並びに領収書の写し (2) 事業着手前の写真 (3) 事業中の写真（事業を行っている状況が確認できるもの） (4) 事業完了の写真（着手前と比較できるもの） (5) その他町長が必要と認める書類

(裏)

【町記入欄】※この欄は記入しないでください

補助対象額	円	受付年月日	年 月 日
補助金額	円	受付担当者	

( A 4 )

紫波町長 様

申請者 住 所

（法人にあっては所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金請求書

年 月 日付け紫波町指令第 号で交付決定のあった紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金について、次のとおり請求します。

補助金の種類	
交付決定額	円
補助金請求額	円

様

紫波町長 氏 名

紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け紫波町指令第 号で交付決定しました補助金について、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

1 補助金の種類

2 交付決定額 金 円

3 交付決定取消額 金 円

4 取消理由